

瑞 国 運 協 収 第 1 号
令 和 5 年 1 月 1 7 日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町国民健康保険運営協議会
会 長 村上 文男

瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について（答申）（案）

令和4年12月12日付け、瑞住発第140号をもって諮問のあった件について慎重に審議した結果、意見を付して次のとおり答申します。

1 諮問事項

令和5年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

2 答申

令和5年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

加入者の高齢化や医療の高度化により一人あたりの医療費は増加傾向にあり、一般会計から繰入れしている赤字補てん額を抑制するために国民健康保険税率の改定は必要であると判断します。ついては、次のとおり国民健康保険税の改定について答申するものです。

（1）基礎課税額

- ① 所得割率を現行の 5.36%を 5.51%に引き上げる。

（2）後期高齢者支援金等課税額

- ① 所得割率を現行の 1.51%を 1.65%に引き上げる。
- ② 均等割額を現行の 8,500 円を 10,000 円に引き上げる。

3 意見

（1）住民の健康維持に努め医療費の抑制に努めること。

（2）財政健全化計画は、長期の視点に立ち、被保険者に過度な負担とならないよう配慮すること。

令和 5 年度税制改正の大綱

〔 令和 4 年 12 月 23 日 閣 議 決 定 〕

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、N I S A の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直す。租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限を設定する。具体的には、Ⅰのとおり税制改正を行うものとする。

また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、Ⅱのとおり決定する。

Ⅰ 令和 5 年度税制改正

一 個人所得課税

1 金融・証券税制

(国税・地方税)

〔延長・拡充〕

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (N I S A) について、次の措置を講ずる。

- ① 非課税累積投資契約に係る非課税措置 (つみたて N I S A) の勘定設定期間を令和 5 年 12 月 31 日までとする。
- ② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置に改組する。
 - イ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定 (仮称) を設けた日以後に支払を受けるべき特定累積投資勘定 (仮称) に係る株式投資信託 (その受益権が金融商品取引所に上場等が

めの要件であるその者が受けるべき市町村長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

(6) 個人住民税について、所得税における (3) 及び (14) から (20) までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

(7) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

(8) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 22 万円（現行：20 万円）に引き上げる。

(9) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 29 万円（現行：28.5 万円）に引き上げる。

② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 53.5 万円（現行：52 万円）に引き上げる。

二 資産課税

1 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

(1) 相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。

① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(注) 上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

② 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時のにおける価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。

令和5年度 瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明資料

資料 1

歳入

款	項	R5年度	R4年度	比較 (R5-R4)
		千円	千円	千円
1. 国民健康保険税		676,264	684,782	-8,518
	1. 国民健康保険税	676,264	684,782	-8,518
2. 国庫支出金		83	106	-23
	1. 国庫補助金	83	106	-23
3. 都支出金		2,565,738	2,487,888	77,850
	1. 都補助金	2,565,738	2,487,888	77,850
4. 財産収入		1	1	0
	1. 財産運用収入	1	1	0
5. 繰入金		509,868	494,912	14,956
	1. 他会計繰入金	509,867	494,911	14,956
	2. 基金繰入金	1	1	0
6. 繰越金		1	1	0
	1. 繰越金	1	1	0
7. 諸収入		10,007	10,019	-12
	1. 延滞金、加算金及び過料	10,002	10,013	-11
	2. 町預金利子	1	1	0
	3. 雑収入	4	5	-1
歳入合計		3,761,962	3,677,709	84,253

歳 出

款	項	R5年度	R4年度	比較 (R5-R4)
		千円	千円	千円
1. 総 務 費		23,804	23,419	385
	1. 総 務 管 理 費	12,093	8,840	3,253
	2. 徴 税 費	11,711	14,579	-2,868
2. 保 険 給 付 費		2,544,370	2,453,229	91,141
	1. 療 養 諸 費	2,189,097	2,142,786	46,311
	2. 高 額 療 養 費	334,934	290,826	44,108
	3. 出 産 育 児 諸 費	13,867	13,867	0
	4. 葬 祭 諸 費	3,200	3,000	200
	5. 移 送 諸 費	32	32	0
	6. 結核、精神医療給付金	2,831	2,717	114
	7. 傷 病 手 当 金	409	1	408
3. 国民健康保険 事業費納付金		1,132,683	1,144,377	-11,694
	1. 医 療 給 付 費 分	758,073	767,524	-9,451
	2. 後期高齢者支援金等分	272,770	264,730	8,040
	3. 介 護 納 付 金 分	101,824	112,076	-10,252
	4. 退 職 被 保 険 者 分	16	47	-31
4. 共同事業拠出金		2	2	0
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	2	2	0
5. 保 健 事 業 費		51,002	46,587	4,415
	1. 保 健 事 業 費	12,766	8,332	4,434
	2. 特定健康診査等事業費	38,236	38,255	-19
6. 基 金 積 立 金		1	1	0
	1. 基 金 積 立 金	1	1	0
7. 公 債 費		280	280	0
	1. 公 債 費	280	280	0
8. 諸 支 出 金		7,011	5,011	2,000
	1. 償還金及び還付金	7,011	5,011	2,000
9. 予 備 費		2,809	4,803	-1,994
	1. 予 備 費	2,809	4,803	-1,994
歳 出 合 計		3,761,962	3,677,709	84,253

令和 5 年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険は、国民皆保険の基盤となる制度として医療保険制度の中核を担い、地域住民の安心・安全な医療の確保と健康保持増進に大きな役割を果たしています。平成 30 年度から は、都道府県が 財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことになり、区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

町の被保険者数は、4,954 世帯 7,777 人（令和 4 年 12 月 31 日現在）です。被保険者加入割合は、24.2% となっており、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行により減少しています。

被保険者の減少により保険税収入が減少する中で、医療費の増加により、東京都に納める事業費納付金が増加しているため、一般会計から多額の赤字補てん繰入が続いています。国民健康保険財政を健全化するために、国民健康保険運営協議会で、適正な保険税率について審議していきます。

医療費適正化のため、ジェネリック医薬品差額通知書の発行 による使用促進、レセプト点検の強化及び柔道整復施術等の点検を引き続き推進します。

国民健康保険税の収納対策は、短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付を行い、滞納者との納付交渉の機会を確保し、収納率の向上を図ります。

健康増進事業は、第 3 期特定健康診査等実施計画に基づいて積極的に行い、生活習慣病の抑制を図ります。

被保険者が自立した日常生活を営むために、PDCA サイクル による 効果的かつ効率的な保健事業の実施計画 であるデータヘルス計画 に基づき、特定健康診査の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用した生活習慣病予防事業を推進します。また、令和 6 年度から計画期間が始まる第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画を策定します。

特定健康診査の受診率向上を図るため、町内医療機関と公立福生病院の個別健診を継続し、集団健診では肺がん・胃がん検診の同日受診を行います。また、新規対象者（40 歳到達者）、隔年受診者、受診率が低い年代・地区の未受診者などに対して、文書、電話等、様々な機会を捉えて、受診勧奨を実施します。特定保健指導については、実施率向上と事業の必要性の意識付けを図るため、特定健康診査の集団健診と同日に特定保健指導の初回面談が実施できる体制を確保し、利用者の利便性の向上を図ります。また、専門職による電話、文書等での利用勧奨も継続するとともに、町医師会など関係機関の協力のもと様々な機会に事業の必要性を周知し、実施率の向上に努めます。

このほか、国や都の補助金の確保、事務費の削減に努めるなどの内部努力を行

い、国民健康保険の安定化に努め、国民健康保険の被保険者に対して適切な保険給付を行います。

以上の運営方針に基づき下記の事業に取り組みます。

1. 財 政

国が進める保険税軽減のための赤字補てんとしての一般会計繰入金の解消を計画的に実施するため、瑞穂町国民健康保険財政健全化計画に基づいた保険税率の見直しを図るとともに、医療費の適正化と収納率向上のための各種事業に取り組みます。

2. 適用の適正化

被保険者資格適用の適正化を図るため、オンライン資格確認システムにより作成される資格重複状況結果一覧を確認し、二重加入となっているものに対し、国保資格喪失を届け出る旨の勧奨通知を送付します。また、国民健康保険の適用に疑義がある者の世帯構成、世帯主の選定、住所の認定等について計画的に調査を行うなど、適用適正化を進めます。

3. 給付の適正化・軽減

医療費給付の適正化・軽減を図るため、次の施策を実施します。

- ① 被保険者の資格の照合・調査及び被用者保険各法との調整を行います。
- ② 会計年度任用職員を雇用し、レセプトの記載内容の点検を行います。
- ③ 第三者行為に係るレセプト点検を推進します。
- ④ 柔道整復施術等の療養給付費の点検を推進します。
- ⑤ 糖尿病の既往歴のある方のレセプトや特定健康診査の結果を分析し、糖尿病重症化による人工透析治療とならないよう予防事業を実施し医療費給付の削減を図ります。
- ⑥ 頻回受診や重複薬など受診行動の適正化を図ります。
- ⑦ 健診結果異常値放置者や治療中断者に受診勧奨を行います。

4. 国民健康保険税

適正な賦課及び収納率の向上を図ります。

- ① 被保険者の過度な負担に配慮しつつ、国民健康保険税の改定を検討します。
- ② 口座振替による納税を推進します。
- ③ 被保険者資格証明書、短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を増やし、納税のしょうように努めます。
- ④ 資格、賦課、収納の各担当職員間の連携に努め、的確な業務を行い

ます。

5. 特定健康診査事業

生活習慣病の早期発見及び予防と健康増進事業を活用した継続的な医療費抑制策を実施します。

① 特定健康診査

【個別健診】

町内医療機関で 5月15日から10月31日まで、健康診査を継続して実施します。

また、公立福生病院では、5月15日から11月30日まで健康診査を実施し、呼吸器（肺がん・結核）の同日受診を可能とします。

【集団健診】

保健センター、武蔵野コミュニティセンター、殿ヶ谷会館で合計5日実施し、それぞれ呼吸器（肺がん・結核）・胃がん検診の同日受診を可能とします。また、土曜日に1日、日曜日に2日、そのうち1日は町内医療機関個別健診実施期間終了後の11月に実施し、受診者の利便性の向上を図ります。

② 特定保健指導

事業者委託方式、町の保健師・管理栄養士による直営方式を並用して、継続して実施します。また、特定健康診査の集団健診との同日実施など、利用者の個別のライフスタイルや事情を考慮し、利用しやすくより効果的な内容で実施します。

③ 生活習慣病の予防

高額な医療費がかかる慢性腎不全による人工透析治療の原因となる慢性腎臓病や糖尿病、脂質異常症の予防を図るため、特定健康診査の結果を活用し、これらの疾患の危険がある者に対して、予防講座や、個別指導を実施するとともに、講演会への参加を促すなどの予防事業を推進します。

6. 趣旨の普及

町の広報紙やホームページを活用し、保健事業の周知及び制度の理解促進を図ります。また、ジェネリック医薬品差額通知の発行による啓発など医療費の軽減のための情報発信を行います。

7. 職員研修等

国民健康保険事業を円滑に遂行するため、各種事務研修会に参加し職員の

技能向上と知識の修得に努めます。

8. 情報収集

社会保障・税一体改革の全体像と進め方を規定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく今後の社会保障のあり方や制度改正に関する情報収集に努めます。

瑞穂町国民健康保険条例の一部改正に伴う概要説明資料

担当部署 住民部住民課国保年金係

条例名 瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

出産に係る被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令（大正15年勅令243号）の一部改正が令和5年1月に予定され、同令第36条に規定する金額が、「40万8千円」から「48万8千円」となり、令和5年4月1日から施行されます。

以上のことにより、瑞穂町国民健康保険条例（昭和40年条例第2号。以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

【改正の内容】

条例第10条第1項中「42万円」を「50万円」に改め、ただし書中「40万8千円」を「48万8千円」に改めるものです。

【施行期日】

この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

【適用区分】

この条例による改正後の第10条第1項の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によります。

- (3) 地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げと、国民健康保険税の軽減判定所得の拡充については、国民健康保険税の確保の観点から必要であり、低所得者に対する配慮から速やかに行うこと。
- (4) 特定健康診査・特定保健指導を推進し、受診率の向上を図り、健康の保持・増進に努めるとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業等を推進し医療費抑制に努力すること。
- (5) 財源の確保及び収納対策を図り、収納率の向上に努めること。短期証を発行するなど積極的に滞納者と接触し、滞納整理を徹底すること。
- (6) ジェネリック医薬品使用促進の啓発やレセプト点検を強化し医療費の適正化を更に推進すること。